

令和7年度第50回焼津海上花火大会

交通規制



16：30以降 臨港20号道路を交通規制

1号・2号・3号陸間からの車両進入禁止。

21：00～警察の判断により交通規制を解除。

①新屋438-9周辺道路

②新港2号陸間から臨港20号道路に至る約70mの区間・新港3号陸間から臨港20号道路に至る約70mの区間

③新港1号陸間から臨港20号道路に至る約70mの区間及び県水産技術研究所前に至る750mの区間

17：30以降① 道路（浜通り）を交通規制

一方通行（船玉通りからけやき通りに向かって南進）

21：00～警察の判断により交通規制を解除。

④船玉通りから新川橋に至る約70m区間

⑤新川橋約30m区間

⑥新川橋からけやき通りに至る約1,000m区間

17：30以降② 道路（オーシャンロード等）を交通規制

21：00～警察の判断により交通規制を解除。

⑦鰯ヶ島636-24地先の約70mの区間

⑧本町1-16地先（船玉浦神社）から新港1号陸間までの約110mの区間

⑨北浜通り78-1地先（堀川橋東交差点）から新港2号陸間までの約110mの区間

⑩城之腰197-1地先（江川橋東側交差点）から新港3号陸間までの約100mの区間

⑪新屋438から鰯ヶ島62-1までの区間約1,000m

⑫鰯ヶ島62-1から136-26までの区間約300m（新港4号陸間含む）及びアクアスやいづ周辺道路

⑬鰯ヶ島136-26から小川3392-9までの区間約680m

⑭小川3392-9から3392-2地先周辺約600m

立入可能エリア

当日14時30分から城之腰埠頭の観覧席を開放する。

当日14時30分まで会場設営のため、関係車両以外の進入及び関係者以外の立ち入りを禁止する。